

## 吉野川市ブランド認証要領

### (目的)

第1条 ブランドを活用した吉野川市の街づくりの一環として、特産品の競争力強化を図るため、その品目ごとに定める認証基準に適合する吉野川市ブランドの認証に関し必要な事項を定めることにより、確かな品質・確かな技術を伝える吉野川市生まれの地場産品である証をアピールし、併せて購買者の信頼を高め、地場産業の活性化にも資することを目的とする。

### (吉野川市ブランド認証委員会)

第2条 認証基準を定める特産品等の選定及び吉野川市ブランドの認証に関する重要事項の審議並びに、吉野川市ブランド認証委員会事務局（以下「事務局」という。）から認証状況の報告を受け認証制度の効果を計るため、吉野川市ブランド認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、15名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の運営については、別に定める。

### (認証基準)

第3条 吉野川市ブランドは、原則として吉野川市内の事業所で製造される製品または吉野川市内で収穫される農産物などを対象とし、特産品の種別ごとの認証基準細目は別に定めるものとする。

- 2 食品については前項の他、日本農林規格に規定される製品については当該規格に沿った製造・生産及び食品表示法に規定される表示基準が満たされていること。
- 3 食品以外については前項の他、各々の製品に関する関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象製品についてはPL保険に加入していること。

### (認証申請・認証決定等)

第4条 吉野川市ブランドの認証（以下「認証」という。）を受けようとする製造者・生産者は、吉野川市ブランド認証申請書（別紙様式1）により事務局に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、認証を受けようとする商品を添付して行うものとする。ただし、申請時の添付が困難と認められるものについては、この限りでない。
- 3 第1項に規定する申請が行われた場合は、委員会で製造・生産等に関し、認証基準細目と照合、審査し、認証を決定するものとする。
- 4 委員長は前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書（別紙様式2）を交付するものとする。なお認められない場合はその理由を通知する。

(認証マークの表示)

第5条 第4条の規定により認証を受けた商品の製造者・生産者（以下「認証製造者・生産者」という。）は、別に定める吉野川市ブランド認証マークを当該商品の容器または包装に印刷表示することができる。

2 前項の認証マークの印刷表示に要する費用は、認証製造者・生産者の負担とする。

(認証の有効期間及び更新)

第6条 第4条第3項または第4項の規定による認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 認証の更新を受けようとする認証製造者・生産者は、当該認証の有効期間の満了する日の3ヶ月前までに、吉野川市ブランド認証更新申請書（別紙様式3）により委員長に申請し委員会の再審査を受けるものとする。ただし、商品の内容等に変更がないと確認できた場合に限り、当該申請を省略して更新することができる。

3 委員長は委員会による再審査で前項の申請を適当と認められたときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。

4 前2項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

(認証書記載事項の変更届出)

第7条 認証製造者・生産者は、交付された認証書（以下「交付認証書」という。）の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかに、吉野川市ブランド認証書記載事項変更届出書（別紙様式4）により委員長に届け出るものとする。

2 委員長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

(点検及び指示)

第8条 事務局は、この事業の適正な運用を図るため、委員長の指示で認証した吉野川市ブランド認証書記載事項に関する点検を行うことができる。

2 第6条第2項ただし書きの規定により、申請を省略して更新する商品の点検は、当該認証の有効期間内に適宜行うものとする。

3 認証製造者・生産者は、前2項の規定に基づいて事務局が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認証基準遵守のチェックと責任の所在・事故等への対応)

第9条 本制度は、製造者・生産者の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、製造者・生産者自身に帰属するものであり、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは、認証製造者・生産者が一切の責任を負うこと。

2 認証製造者・生産者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときには事務局に速

やかに連絡すること。なお事務局の指示があったときは、その指示に従うとともに報告書を提出すること。

- 3 事務局が認証商品の苦情等を受け付けたときは、認証製造者・生産者に対し速やかにその内容を連絡する。認証製造・生産者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。
- 4 委員長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表する。
- 5 委員長は前項の公表により、認証製造・生産者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認証の取消し)

第10条 委員長は、認証製造者・生産者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の取り消しの届け出があったとき。
  - (2) 認証マークを不適正に使用したとき。
  - (3) 認証後、事業所を市外に移動したとき。
  - (4) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 委員長は、この要領に重大な違反をして認証を受け、または吉野川市ブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに当該者の受けた認証商品の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。
  - 3 委員長は、第1項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証製造者・生産者にその旨通知するものとする。
  - 4 第1項第1号の認証の取り消しの届け出は、吉野川市ブランド認証取消届出書(別紙様式5)により行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則資料 1 : 認証基準細目

吉野川市ブランド認証対象並びに認証基準細目

<表1>吉野川市ブランド認証対象品

大分類	中分類	小分類
I 食 品	1 菓子類	(1)だんご・餅菓子・伝統的な菓子類 (2)駄菓子 (3)銘菓 (4)パン・ケーキ類 (5)アイスクリーム類
	2 飲料	(1)果汁飲料 (2)乳飲料 (3)その他の飲料
	3 麺類	(1)うどん (2)そば (3)その他の麺類
	4 加工食品類	(1)味噌・醤油類 (2)豆腐類 (3)加工肉類 (4)加工鶏卵類 (5)漬け物類 (6)果実・野菜等加工品類 (7)缶詰・瓶詰・レトルトパック類 (8)その他の加工食品
	5 生鮮食品類	(1)米 (2)芋 (3)その他の野菜・果実・きのこ類 (4)精肉・鶏卵類
	6 酒類	(1)清酒類 (2)焼酎類 (3)地ビール (4)果実酒類
	7 その他の食品類	(1)蜂蜜類

大分類	中分類	小分類
Ⅱ 工 芸 品 等	1 鋳物・金工品類	(1)鉄器 (2)彫金・アクセサリ類
	2 漆器類	(1)漆器類
	3 家具類	(1)家具類
	4 木工品類	(1)木工品類
	5 郷土玩具類	(1)郷土玩具類
	6 染・織物類	(1)藍染め (2)その他の染・織物類
	7 その他の工芸品	(1)ガラス製品類 (2)陶磁器類 (3)和紙 (4)編み組みもの類 (5)竿・毛ばり (6)竹細工 (7)楽器類 (8)皮革製品類 (9)繭細工
Ⅲ そ の 他 の 商 品	1 生活関連用品類	(1)木炭類 (2)刃物・農機具鍛造品類 (3)木質燃料 (4)木質応用製品 (5)その他の生活関連用品類

<表2>吉野川市ブランド認証基準一覧

分類			認証基準
大	中	小	
I 食 品	1 菓 子 類	(1)だんご ・餅菓子 ・伝統的 な菓子類	①吉野川市内の事業所で昔からほぼ変わらない方法で製造されていること。
		(2)駄菓子	①吉野川市内の事業所で昔からほぼ変わらない方法で製造されていること。 ②上記①を満たさなくても、内容物が吉野川市の事業所で企画された製品であり、加工容器詰めを市外に委託している商品であること。 ③商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ④上記③を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
		(3)銘菓 (4)パン・ ケーキ類 (5)アイスク リーム類	①吉野川市内の事業所で製造されていること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	2 飲 料	(1)果汁飲 料 (2)乳飲料 (3)その他 の飲料	①吉野川市内の事業所で製造されていること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
3 麵 類	(1)うどん (2)そば (3)その他 の麵類	①吉野川市内の事業所で製造・加工されている、そば・うどん・ラーメン(中華麵)類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。	

分 類			認 証 基 準	
大	中	小		
I	4	加 工 食 品 類	(1)味噌・ 醤油類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されている、味噌・醤油類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(2)豆腐類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されている、豆腐類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(3)加工肉 類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されている、ハム・ソーセージなどの加工肉類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(4)加工鶏 卵類	<p>①吉野川市内の事業所で製造・加工されている、味付け玉子などの加工鶏卵類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(5)漬け物 類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されている漬け物類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>

分類			認証基準
大	中	小	
I 食 品	4 加 工 食 品 類	(6)果実・野菜等加工品類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されているジャムやトマトピューレなどの果実・野菜等加工品類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(7)缶詰・瓶詰・レトルトパック類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されていること。</p> <p>②上記①を満たさなくても、内容物が吉野川市の事業所で企画された製品であり加工、容器詰めを市外に委託している商品であること。</p> <p>③商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>④上記③を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(8)その他の加工食品	<p>①吉野川市内の事業所で製造されていること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
	5 生 鮮 食 品 類	(1)米 (2)芋	<p>①吉野川市内で収穫された品質の高い米・芋等であること。</p> <p>②商品名や出荷企画などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(3)その他の野菜・果実・きのこ類	<p>①吉野川市内で収穫された、ナス・にんじん・野沢菜・ぶどう・梅・しいたけ等の野菜・果実・きのこ類。または吉野川市内の農業協同組合に集荷される野菜・果実・きのこ類で他産地との差別化を図ろうとする野菜類であること。</p> <p>②ユニークな発想により、農産市等に出荷している野菜・果実・きのこ類であること。</p> <p>③商品名や出荷企画などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>④上記②及び③を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>



分 類			認 証 基 準	
大	中	小		
I 食 品	5 生 鮮 食 品 類	(4)精肉・ 鶏肉類	<p>①吉野川市内で飼育された牛・豚・鶏等の精肉並びに吉野川市内の養鶏場で採取される鶏卵で他産地との差別化を図ろうとする商品であること。</p> <p>②商品名や出荷企画などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>	
		6 酒 類	(1)清酒類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された清酒類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(2)焼酎類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された焼酎類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
			(3)地ビール	<p>①吉野川市内の事業所で製造されたビール・発泡酒類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
	(4)果実酒 類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された果実酒類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>		
7 その 他の 食品類	(1)蜂蜜類	<p>①吉野川市内の事業所で精製及び容器詰めされた純粋蜂蜜・ローヤルゼリー等、ミツバチから採取された商品であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>		

分 類			認 証 基 準
大	中	小	
II 工 芸 品 等	1 鋳 物 ・ 金 工 品 類	(1)鉄器	<p>①吉野川市内の事業所で製造された鉄器であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(2)彫金・アクセサリ類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された彫金製品・アクセサリ等の金属加工製品類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
	2 漆 器 類	(1)漆器類	<p>①吉野川市内の事業所で製造工程の大半が施された商品であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
	3 家 具 類	(1)家具類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された家具類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>

分 類			認 証 基 準
大	中	小	
II 工 芸 品 等	4 木 工 品 類	(1)木工品 類	①吉野川市内の事業所で製造された木工品類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	5 郷 土 玩 具 類	(1)郷土玩 具類	①吉野川市内の事業所で製造された郷土玩具類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	6 染 ・ 織 物 類	(1)藍染め	①吉野川市内の事業所で製造された藍染めであること。
		(2)その他 の染・織 物類	①吉野川市内の事業所で製造された商品であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	7 そ の 他 の 工 芸 品	(1)ガラス 製品類	①吉野川市内の事業所で製造されたガラス製品類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
		(2)陶磁器 類	①吉野川市内の事業所で製造された陶磁器類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
		(3)和紙	①吉野川市内の事業所で製造された和紙類であること。 ②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。 ③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。

分 類			認 証 基 準
大	中	小	
II	7 そ の 他 の 工 芸 品 等	(4) 編み組 みもの類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された竹・わら・樹皮・つる・金網細工等の編み組みものであること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(5) 竿・毛 ばり	<p>①吉野川市内の事業所で製造された竿・毛ばりであること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(6) 竹細工	<p>①吉野川市内の事業所で製造された竹細工であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(7) 楽器類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された楽器類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(8) 皮革製 品類	<p>①吉野川市内の事業所で製造された馬具、バッグ、毛皮製品、皮細工等の皮革製品類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(9) 繭細工	<p>①吉野川市内の事業所で製造された繭細工であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>

分 類			認 証 基 準
大	中	小	
Ⅲ そ の 他 の 商 品	1 生 活 関 連 用 品 類	(1)木炭類	<p>①吉野川市内の事業所で製炭された木炭類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(2)刃物・農機具鍛造品類	<p>①吉野川市内の事業所で鍛造された刃物・農具類であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(3)木質燃料	<p>①吉野川市内の事業所で製造されたペレット等の木質燃料であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(4)木質応用製品	<p>①吉野川市内の事業所で製造されたハーブペレット等木質応用製品であること。</p> <p>②商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市を表現する要素を持っていること。</p> <p>③上記②を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>
		(5)その他の生活関連用品類	<p>①吉野川市内の事業所で製造されていること。</p> <p>②上記①を満たさなくても、内容物が吉野川市の事業所で企画された製品であり加工、容器詰めを市外に委託している商品であること。</p> <p>③商品名や商品企画、原材料などに、吉野川市内の産地名などを表現する要素を持っていること。</p> <p>④上記③を満たさなくても、吉野川市ブランドの商品として販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。</p>